

刑務所での SST

前田ケイ・柿崎真澄ほか有志

刑務所では「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に基づき、刑務作業に加えて、すべての受刑者に対する改善指導が取り入れられている。改善指導は一般改善指導と特別改善指導に分けられる。

SSTはこの法律が施行された2006年（平成18年）から特別改善指導の1つである就労支援指導に取り入れられ、全国42の刑務所で始まった。多くの刑務所で、実際の指導にあたったのは、SST普及協会のメンバーであった。

SSTの導入は、犯罪に関わった人びとのコミュニケーション能力が向上し、職業生活に成功すれば、生活再建が安定し、ひいては再犯予防に効果があるという期待に基づいている。導入以来、SSTの指導に当たった者は、認知行動療法のいろいろな理論と技法を取り入れて、効果をあげてきたので、今日の刑務所におけるSSTは就労支援ばかりでなく、「子育て支援」や「社会復帰支援指導」その他の分野にも取り入れられ、広がりを見せている。

今回は、時間がきわめて限られているので、刑務所における「怒りのコントロールを学ぶ」セッションの主要部分を再現したものを見て頂く予定である。セッションの打ち合わせ場面、実際のグループ学習場面、振り返り場面などの一部を収録し、編成したDVDを見て頂く。

DVDで指導者役と当事者役をとった者は、みな、いろいろな立場で矯正と保護の分野に関わっており、この分野でのSSTの向上を願い、助け合って学習を続けている仲間達である。